

令和5年度第3回佐賀市多面的機能支払交付金
広域協定運営委員会

日時 令和5年11月21日16:00～
場所 グランデはがくれフラワーホールA

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議題

(1) 広域チーム協定等の廃止について・・・資料1

(2) 広域協定書等の一部改正について・・・資料2

(3) 令和5年度上半期業務報告について・・・資料3

(4) その他・・・資料4

5 閉会

組織別規約等保有状況一覧

令和5年4月1日現在

校区	組織名(略称)	組織規約	校区協定書	校区運営規則	旧佐賀市協定書	旧佐賀市規則	校区	組織名(略称)	組織規約	校区協定書	校区運営規則
嘉瀬5	北島の緑を守る会	○					大和15	平野保存会	○		
	新町環境保全クラブ	○						檜田環境向上活動組織	○		
	荻野地域保全会	○	○	○				久留間環境保全活動組織	○		
	十五環境保全倶楽部	○						佐保活動組織	○		
	中原	○						平田を愛する会	○		
北川副8	クリーン下武	○						下村を守る会	○		
	新村を美しくする会	○						於保環境向上活動組織	○		
	八田本村地区	○						吉富を守る会	○	○	○
	美しい増田を作る会	○						今古賀保全会	○		
	山津活動組織	○	○	○				下戸田活動組織	○		
	阿高環境クラブ	○						東山田美土里ネット	○		
	江上地域環境保全会	○						大願寺ふるさとを守る会	○		
金立3	角町環境組織	○						楮原農地保全組織	○		
	金立町グリーン上九郎	○						今山保全会	○		
	金立町西千布環境向上対策協議会	○	○	○				井手口	○		
久保泉8	金立町東千布環境を守る会	○					野町地区美しいむらづくりの会	○			
	櫛木環境保全協議会	○					陣内環境保全協議会	○			
	下和泉五集落組合	○					徳富地区環境を守る会	○			
	下分環境保全会	○					大堂地区環境を守る会	○	○	○	
	町分2水・環境を守る会	○					山領地区環境を守る会	○			
	上和泉一・二の環境を守る会	○	○	○			上大津環境を守る会	○			
	篠木野環境コミュニティ	○					上下環境を守る会	○			
巨勢5	下六農地水保全会	○					東与賀町環境保全広域協定	○	-	-	
	下四	○					久保田23	下新ヶ江環境	○		
	東西水環境	○						下新ヶ江活動組織	○		
	西分地区保全会	○						江戸活動組織	○		
	東巨勢環境会	○	○	○				横江活動組織	○		
東分下みのり会	○					久富西活動組織		○			
蓮池4	巨勢北農地保全会	○						福島地域自然保全会	○		
	小松環境倶楽部	○						新田農地保存会	○		
	見島地区環境保全会	○	○	○				永里活動組織	○		
	古賀地区環境を守る会	○						金丸資源保全会	○		
高木瀬4	蓮池堂地環境クラブ	○						福所部落農地保全会	○		
	寄人環境保全会	○						小路活動組織	○		
	西小里環境を守る会	○	○	○				草木田活動組織	○	○	○
	上刈農地・水・環境保全会	○						北田地域資源保全会	○		
鍋島8	仲田代活動組織	○						麦新ヶ江活動組織	○		
	本村地区環境を守る会	○						上新ヶ江活動組織	○		
	江頭地域保全会	○					中副活動組織	○			
	増田環境保全クラブ	○					上恒安活動組織	○			
	津留環境保全	○	○	○			搦東活動組織	○			
	蠣久みどり会	○					徳間活動組織	○			
	角目みどり会	○					下満活動組織	○			
兵庫2	江里桜の農地と環境を守る会	○					快万活動組織	○			
	もりた地区農地・水保全会	○					大立野活動組織	○			
本庄	西刈地区自然を守る会	○	○	○			福富活動組織	○			
	中野吉農地・水保全会	○					川副副	川副地区農地保全広域協定	○	-	-
	正里みどり会	○	○	○			大詫間農地保全会広域協定	○	-	-	

嘉瀬町北島の緑を守る会規約

平成31年4月14日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、嘉瀬町北島の緑を守る会(以下「守る会」という。)という。

(事務所)

第2条 守る会は、主たる事務所を北島公民館に置く。

(目的)

第3条 守る会は、第4条の構成員による農地維持活動を通じ、嘉瀬町北島地区内に存する農用地、水路、農道などの地域資源及び農村環境の良好な保全と質的向上を図ること、並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 守る会の構成員は別紙のとおりとする。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第5条 守る会に、代表1名、副代表2名(内1名は書記を兼ねる)、会計1名、監査役2名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この守る会を代表し、守る会の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、守る会の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
 - 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること。
- 四 守る会規約の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他守る会の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、前条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議決は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 守る会規約の変更
- 二 守る会の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 守る会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 守る会規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳

四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第 12 条 守る会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第 13 条 守る会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 14 条 守る会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金
- 二 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 15 条 守る会の事務に要する経費は、第 14 条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第 16 条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

(予算の実施)

第 17 条 資金の支出者は、代表とする。

(予算の流用)

第 18 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に言い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第 20 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 21 条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第 22 条 資源向上活動により施設の更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第 23 条 守る会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 24 条 守る会の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、向上活動支援に係る年度実績報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の 7 日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後最初の総会における承認を受けなければならない。

第 6 章 守る会規約の変更

(規約の変更)

第 25 条 この規約を変更した場合は、九州農政局長に報告をしなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

第 26 条 農地・水保全管理支払交付金実施要綱、農地・水保全管理支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、守る会の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附則

1 この規約は、平成 31 年 4 月 14 日から施行する。

廃止対象 于一ム協定書等 一覧

旧佐賀市

協定書名	規則名
旧佐賀市多面的機能支払交付金広域于一ム協定書	旧佐賀市多面的機能支払交付金広域協定于一ム運営委員会規則
嘉瀬広域于一ム協定書	嘉瀬于一ム広域協定運営委員会規則
北川副広域于一ム協定書	北川副于一ム広域協定運営委員会規則
金立広域于一ム協定書	金立于一ム広域協定運営委員会規則
久保泉広域于一ム協定書	久保泉于一ム広域協定運営委員会規則
巨勢広域于一ム協定書	巨勢于一ム広域協定運営委員会規則
高木瀬広域于一ム協定書	高木瀬于一ム広域協定運営委員会規則
鍋島広域于一ム協定書	鍋島于一ム広域協定運営委員会規則
蓮池広域于一ム協定書	蓮池于一ム広域協定運営委員会規則
兵庫広域于一ム協定書	兵庫于一ム広域協定運営委員会規則
本庄広域于一ム協定書	本庄于一ム広域協定運営委員会規則

大和地区

協定書名	規則名
大和町多面的機能支払交付金広域于一ム協定書	大和町多面的機能支払交付金広域于一ム運営委員会規則

諸富地区

協定書名	規則名
諸富町多面的機能支払交付金広域于一ム協定書	諸富町多面的機能支払交付金広域于一ム運営委員会規則

久保田地区

協定書名	規則名
久保田町多面的機能支払交付金広域于一ム協定書	久保田町多面的機能支払交付金広域于一ム運営委員会規則

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定書の一部をつぎのとおり改正する。

【旧】

(協定参加団体の役割)

第 7 条 協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

団体の名称	役 割
旧佐賀市多面的機能支払交付金広域チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 ・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。 ・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。 (畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
川副地区農地保全広域協定	
大詫間農地保全会広域協定	
東与賀町環境保全広域協定	
久保田町多面的機能支払交付金広域チーム	
大和町多面的機能支払交付金広域チーム	
諸富町多面的機能支払交付金広域チーム	

【新】

(協定参加団体の役割)

第 7 条 協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

団体の名称	役 割
旧佐賀市校区内多面的機能支払交付金活動組織	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 ・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。 ・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。 (畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
川副地区農地保全広域協定	
大詫間農地保全会広域協定	
東与賀町環境保全広域協定	
久保田町校区内多面的機能支払交付金活動組織	
大和町校区内多面的機能支払交付金活動組織	
諸富町校区内多面的機能支払交付金活動組織	

— 略 —

附 則

この協定書は、令和 3 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則

この協定書は、令和 5 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定役員手当等内規の一部をつぎのとおり改正する。

【旧】

①委員の定数

団体の名称	委員の定数
旧佐賀市多面的機能支払交付金広域チーム	代表4名以内
川副地区農地保全広域協定	代表2名以内
大詫間農地保全会広域協定	代表2名以内
東与賀町環境保全広域協定	代表2名以内
久保田町多面的機能支払交付金広域チーム	代表2名以内
大和町多面的機能支払交付金広域チーム	代表2名以内
諸富町多面的機能支払交付金広域チーム	代表2名以内
佐賀市土地改良区	代表1名
川副町土地改良区	代表1名
大詫間土地改良区	代表1名
東与賀町土地改良区	代表1名
久保田町土地改良区	代表1名
川上南部土地改良区	代表1名
諸富土地改良区	代表1名
計	23名以内

【新】

①委員の定数

団体の名称	委員の定数
旧佐賀市 校区内 多面的機能支払交付金 活動組織	代表4名以内
川副地区農地保全広域協定	代表2名以内
大詫間農地保全会広域協定	代表2名以内
東与賀町環境保全広域協定	代表2名以内
久保田町 校区内 多面的機能支払交付金 活動組織	代表2名以内
大和町 校区内 多面的機能支払交付金 活動組織	代表2名以内
諸富町 校区内 多面的機能支払交付金 活動組織	代表2名以内
佐賀市土地改良区	代表1名
川副町土地改良区	代表1名
大詫間土地改良区	代表1名
東与賀町土地改良区	代表1名
久保田町土地改良区	代表1名
川上南部土地改良区	代表1名
諸富土地改良区	代表1名
計	23名以内

— 略 —

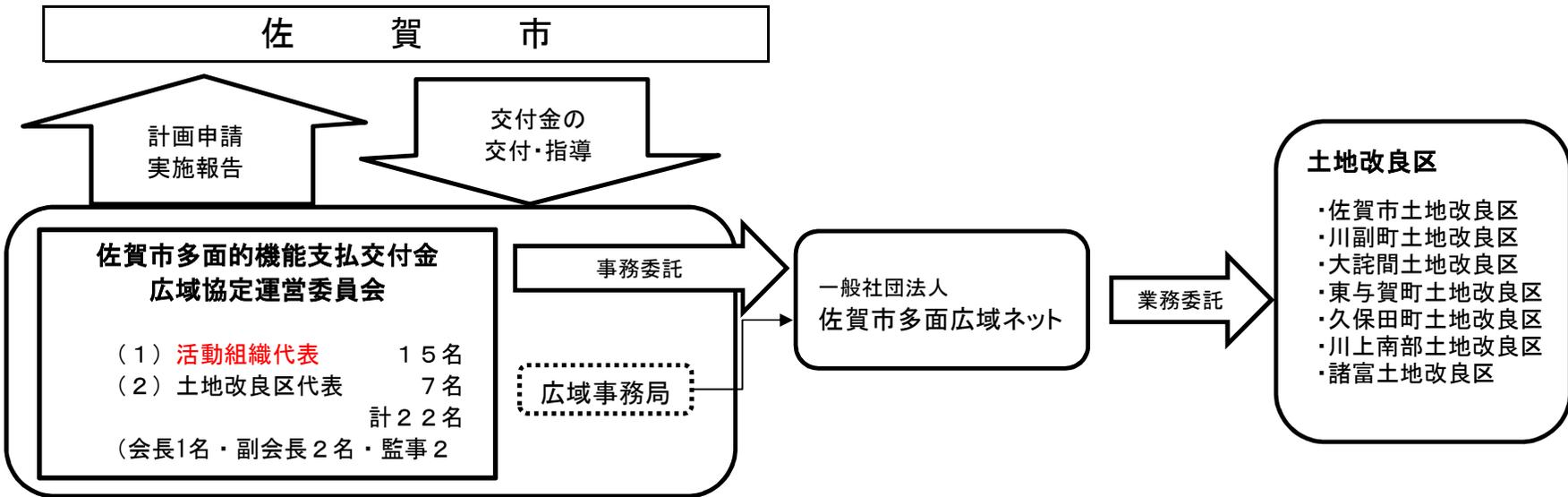
附 則

この内規は、令和4年9月28日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年11月21日から適用する。

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定 広域組織図



運営委員数(活動組織代表)

人数	旧佐賀市 (10地区)	川副	大詫間	諸富	久保田	東与賀	大和
15名	4名	2名	2名	2名	1名	2名	2名

運営委員数(土地改良区代表)

人数	佐賀市	川副	大詫間	諸富	久保田	東与賀	大和
7名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名

参加組織数

参加総数	北川副	巨勢	蓮池	鍋島	嘉瀬	高木瀬	兵庫	本庄	久保泉	金立	川副	大詫間	諸富	久保田	東与賀	大和
97組織	8組織	5組織	4組織	8組織	5組織	4組織	2組織	1組織	8組織	3組織	1組織	1組織	7組織	24組織	1組織	15組織

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定書

(目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、佐賀市多面的機能支払交付金広域協定と称する。

(協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う団体の合意により締結する。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、佐賀市長の認定のあった日から令和7年3月31日までとする。

(活動及び事業)

第6条 協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動（農地維持支払交付金に係る活動）
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（農地維持支払交付金に係る活動）
- (3) 施設の軽微な補修のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (4) 農村環境の保全のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (5) 多面的機能の増進を図る活動（資源向上支払交付金に係る活動）
- (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動（資源向上支払交付金に係る活動）

2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

(協定参加団体の役割)

第7条 協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

団体の名称	役 割
旧佐賀市校区内多面的機能支払交付金活動組織	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 ・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。 ・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。 (畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
川副地区農地保全広域協定	
大詫間農地保全会広域協定	
東与賀町環境保全広域協定	
久保田町校区内多面的機能支払交付金活動組織	
大和町校区内多面的機能支払交付金活動組織	
諸富町校区内多面的機能支払交付金活動組織	

佐賀市土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の事務の一部を担う。 ・参加団体と連携して佐賀市地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。 ・参加団体が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。 ・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。
川副町土地改良区	
大詫間土地改良区	
東与賀町土地改良区	
久保田町土地改良区	
川上南部土地改良区	
諸富土地改良区	

2 協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(協定参加団体間の協力)

第8条 協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

2 協定参加団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。

3 前項の場合、運営委員会は協定参加団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。

4 活動の実施に伴い、協定参加団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

(運営委員会)

第9条 この協定の運営に関する事項を処理するために、佐賀市多面的機能支払交付金広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協定に参加する団体の代表をもって構成する。

3 委員会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

監事 2名

- 4 役員は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 7 監事は本委員会の業務及び経理に関する監査を行う。
- 8 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

(工事の施行に関する条件)

第10条 協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 市又は土地改良区が管理する施設に関し、協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、市又は土地改良区に無償で譲渡することができるものとする。譲渡する際には、あらかじめ市又は土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、市又は土地改良区の指示を受けるものとする。

3 協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について市又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、市又は土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、市又は土地改良区にその旨を報告するものとする。

(協定内容の変更及び廃止)

第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを市長に申請して認定を受けるものとする。

附則

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を佐賀市長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加団体の代表が保管する。

附 則

この協定書は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この協定書は、令和5年11月21日から施行する。

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定運営委員会規則

令和2年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、佐賀市において締結された「佐賀市多面的機能支払交付金広域協定（以下「協定」という。）」の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、「佐賀市多面的機能支払交付金広域協定運営委員会」（以下「委員会」という。）という。

(事務所)

第3条 本委員会は、主たる事務所を佐賀市大財三丁目8番15号に置く。

第2章 委員会の構成及び運営

(委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、協定に参加する団体の代表をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 監事 2名

- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 監事は本委員会の業務及び経理に関する監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
 - 二 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(委員会の権能)

第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること。
- 四 規則の制定及び改廃に関すること。
- 五 その他協定の運営に関する重要な事項。

(委員会の議決方法等)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 委員会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する団体に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の次号に掲げる事項は、委員会においては、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。

- 一 規則の変更
- 二 役員解任
- 三 協定参加団体の除名
- 四 協定の変更又は廃止

第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

(実施計画)

第11条 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。

2 委員会は、各団体から提出された実施計画をとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

(保全管理活動等の実施)

第12条 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

(活動の資金とその経理)

第13条 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要な資金について、本委員会の資金から各団体に適正に配分するものとする。

2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

(活動の報告)

第14条 協定参加団体は、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における合意を得て、毎年、委員会に報告を行うものとする。

(活動報告の確認)

第15条 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。

2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。

3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、佐賀市長に報告を行うものとする。

第4章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第16条 本委員会の会長は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 佐賀市多面的機能支払交付金広域協定書
- 二 委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第17条 本委員会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第18条 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金
- 二 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第20条 本委員会の事務に要する経費は、第19条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第21条 活動計画は、委員会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第22条 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

(資金の流用)

第23条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第24条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第25条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第26条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第27条 活動の実施により、新たに取得した施設等については、財産管理台帳に記録し、協定に基づき、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第28条 本委員会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の30日前までに監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後30日以内に委員会の承認を受けなければならない。

第5章 雑則

(規則の変更)

第30条 この規則を変更した場合は、佐賀市長に報告をしなければならない。

(細則)

第31条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立準備委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和3年3月24日から施行する。

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定役員手当等内規

①委員の定数

管轄区域及び組織の名称	委員の定数
旧佐賀市校区内多面的機能支払交付金活動組織	代表4名以内
川副地区農地保全広域協定	代表2名以内
大詫間農地保全会広域協定	代表2名以内
東与賀町環境保全広域協定	代表2名以内
久保田町校区内多面的機能支払交付金活動組織	代表2名以内
大和町校区内多面的機能支払交付金活動組織	代表2名以内
諸富町校区内多面的機能支払交付金活動組織	代表2名以内
佐賀市土地改良区	代表1名
川副町土地改良区	代表1名
大詫間土地改良区	代表1名
東与賀町土地改良区	代表1名
久保田町土地改良区	代表1名
川上南部土地改良区	代表1名
諸富土地改良区	代表1名
計	23名以内

②役員、委員等手当について

- ・会長 240,000円/年
- ・副会長 126,000円/年
- ・監事 54,000円/年
- ・運営委員 日額 5,630円

③費用弁償

- ・会長が招集する会議等に支払う 2,000円/回

④賃金等内規について

- ・各広域協定参加団体の規則で定める
- ・佐賀市多面的機能支払交付金広域協定賃金等内規で定める

附 則

この内規は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年3月24日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年6月2日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年9月28日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年11月21日から適用する。

令和5年度業務実績報告

(令和5年4月1日～令和5年9月30日)

月日	備考
4/6	令和4年度下半期監査
4/21	三役会議
4/25	県推進協議会に実績報告書事前確認書の提出
	JAとうぶ支所に令和4年度JAイベント共済活動実績を提出
4/26	第1回運営委員会
5/12	来年度加入予定組織関係者との打合せ（久保泉下和泉1）
5/16	令和5年度第1回交付金の入金
	令和5年度JAイベント共済名簿をJAさがとうぶ支所に提出
5/24	鍋島土地改良区と圃場整備進捗状況についての打合せ
5/26	各活動組織に「持越金の使途に関する調査」を送付
5/31	佐賀市に「R5多面的機能発揮促進事業に関する計画認定申請」を提出
6/12	三役会議
6/13	各活動組織に「規約、賃金内規に関する調査」を送付
6/20	市からの依頼「会計に関する自主点検の実施調査」を組織に送付
6/23	市から「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定書」受領
6/28	第2回運営委員会
7/6	市に草刈機事故を報告
7/19	宮崎県農村整備課からの視察受入
8/4	長寿命化工事完成検査（鍋島本村）
8/7	令和6年度広域加入予定組織関係者との打合せ（下和泉1）
8/10	高木瀬チームの地元説明会に参加（長寿命化の取組み）
8/19	鍋島岸川地区地元説明会に参加（多面活動組織立ち上げ）
8/23	市に草刈機事故を報告
9/4	三役会議
9/8	直営工事材料費助成に関する現地調査（巨勢町農道）
9/15	三役会議
9/25	大和町（チェーンソー事故）

佐賀市農村環境課への計画変更申請（200万超協議含む）：7件

〃 変更届等提出（資料提出含む）：3件

県推進協議会への質疑：5件

組織関係者との打合せ：58件

三役会議：4回

令和5年度 農地維持・共同活動支払 収支報告

令和5年4月1日～5年9月30日

収入の部

(単位：円)

費目	予算現額			収入済額	説明
	当初予算額	補正予算額	計		
1 交付金	285,462,542	0	285,462,542	198,301,642	
2 雑収入	57,204	0	57,204	57,204	JA共済戻し金
3 持越金	14,066,004	0	14,066,004	14,066,004	令和4年度より繰越
4 償還金	1,310,000	0	1,310,000	150,000	過年度貸付分の償還
収入計	300,895,750	0	300,895,750	212,574,850	

支出の部

(単位：円)

費目	予算現額			支出済額	説明
	当初予算額	補正予算額	計		
1 単位組織活動費	223,722,953		223,722,953	155,119,342	各活動組織に配分
2 全組織に係る活動費	37,452,071		37,452,071	13,148,875	
3 事務管理委託料	160,000		160,000		
4 事務局経費	39,510,726		39,510,726	22,000,000	
5 役務費	50,000		50,000	8,230	振込手数料代
6 予備費	0		0		
支出計	300,895,750	0	300,895,750	190,276,447	

①収入済額 ②支出済額 ①-②=通帳残

212,574,850

190,276,447

22,298,403

令和5年度 資源向上支払（長寿命化）収支報告

令和5年4月1日～5年9月30日

収入の部

(単位：円)

費目	予算現額			収入済額	備考
	当初予算額	補正予算額	計		
1 交付金	256,112,120	0	256,112,120	134,763,937	
2 雑収入	0	0	0		
3 持越金	348,117	0	348,117	348,117	
4 共同事業関連	0	0	0		
5 償還金	550,000	0	550,000	550,000	令和4年度貸付分
収入計	257,010,237	0	257,010,237	135,662,054	

支出の部

費目	予算現額			支出済額	備考
	当初予算額	補正予算額	計		
1 単位組織活動費	256,112,120	0	256,112,120	130,872,507	各活動組織に配分
2 貸付金	0	0	0		貸付資金
3 役員費	50,000	0	50,000	1,100	振込手数料他
4 共同事業関連	0	0	0		
5 事務局経費	848,117	0	848,117		広域ネット事務局経費
支出計	257,010,237	0	257,010,237	130,873,607	

①収入計

②支出計

①-②=③

④通帳預かり分 ③ - ④=通帳残

135,662,054

130,873,607

4,788,447

3,891,430

897,017

令和5年度上半期 事務費 収支報告

令和5年4月1日～令和5年9月30日

収入の部

(単位：円)

費目	予算現額			収入済額	備考
	当初予算額	補正予算額	計		
1 交付金	40,358,843	0	40,358,843	22,000,000	
2 負担金	4,454,000	0	4,454,000	0	維持交付金の2.5%
3 事務管理委託料	160,000	0	160,000	0	
4 雑収入	0	0	0	1,453	コピー機使用代、利子
5 繰越金	3,307,157	0	3,307,157	3,307,157	持越金
収入計	48,280,000	0	48,280,000	25,308,610	

支出の部

費目	予算現額			支出済額	残額	説明
	当初予算額	補正予算額	計			
1 役員手当	1,500,000	0	1,500,000	0	1,500,000	役員、運営委員
2 人件費	12,100,000	0	12,100,000	5,859,716	6,240,284	職員給与、社会保険料等
3 事務費	5,160,000	0	5,160,000	2,014,557	3,145,443	
① 旅費	200,000	0	200,000	0	200,000	フォーラム参加日当、視察研修等
② 需用費	1,200,000	0	1,200,000	587,070	612,930	事務用品、光熱水費、消耗品等
③ 役務費	1,250,000	0	1,250,000	294,953	955,047	電話通信料、郵便料、振込手数料等 備品購入費から充当
④ 使用料	2,150,000	0	2,150,000	1,132,534	1,017,466	事務所家賃、車両・PCリース料等
⑤ 備品購入費	260,000	0	260,000	0	260,000	
⑥ 雑費	100,000	0	100,000	0	100,000	
4 委託料	28,500,000	0	28,500,000	3,618,494	24,881,506	土地改良区、社会保険労務士への事務委託
5 報償費	20,000	0	20,000	7,630	12,370	
6 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	
支出計	48,280,000	0	48,280,000	11,500,397	36,779,603	

①収入済額 ②支出済額 ①-②=通帳残
 25,308,610 11,500,397 13,808,213

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定運営委員会監査報告書

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定運営委員会の業務、会計及び経理の状況を監査したので、その結果を次のとおり報告する。

令和5年10月17日

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定運営委員会
会長 江頭 幸 様

監事 園田 照男

監事 池田 幸治

監 査 書

監査年月日	令和5年4月17日（火） 佐賀市多面広域協定事務局
監査者の氏名	監事 園田 照男 監事 池田 幸治
立会人の氏名	会長 江頭 幸
総 評	帳簿、通帳、証拠書類など関係する書類等を閲覧して監査した結果、収支ともに適正に執行されていると認められたことを報告します。

監 査 報 告 書

佐賀市多面的機能支払交付金広域協定運営委員会規則第29条の規定により、令和5年度上半期の事業報告書及び収支計算書並びに会計諸帳簿、証拠書類及び通帳等について令和5年10月17日に監査を実施し、その結果、いずれも正確適正に処理されていたことを認めます。

令和5年10月17日

監事 園田 昭男

監事 池田 幸治